

【Ⅲ－6 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進－⑧】

⑧ かかりつけ歯科医と学校関係者等の連携の促進

第1 基本的な考え方

医療的ケア児が安心して安全に学校等に通うことができるよう、かかりつけ歯科医と学校関係者等の連携を促進する観点から、診療情報提供料（I）の情報提供先を見直す。

第2 具体的な内容

診療情報提供料（I）の情報提供先に学校歯科医等を追加する。

改定案	現行
<p>【診療情報提供料（I）】 [算定要件] <u>注9 保険医療機関が、児童福祉法</u> <u>第6条の2第3項に規定する小</u> <u>児慢性特定疾病医療支援の対象</u> <u>である患者及び同法第56条の6</u> <u>第2項に規定する障害児である</u> <u>患者について、当該患者又はそ</u> <u>の家族の同意を得て、当該患者</u> <u>が通園又は通学する児童福祉法</u> <u>第39条第1項に規定する保育所</u> <u>又は学校教育法第1条に規定す</u> <u>る学校（大学を除く。）等の学</u> <u>校歯科医等に対して、診療状況</u> <u>を示す文書を添えて、当該患者</u> <u>が学校生活等を送るに当たり必</u> <u>要な情報を提供した場合に、患</u> <u>者1人につき月1回に限り算定</u> <u>する。</u></p>	<p>【診療情報提供料（I）】 [算定要件] (新設)</p>